

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和4年度任期制隊員パソコン集合訓練役務	防衛大臣承認		
	作 成	令和 4 年 月 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	西部方面総監部人事部援護業務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和4年度任期制隊員パソコン集合訓練役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、その仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 実施時期

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）の間の5回

2.2 実施場所

熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号

陸上自衛隊健軍駐屯地 援護教育センター内

2.3 受講予定者

概ね2年以内に退職予定の任期制隊員であり、年齢は20～25歳の者を主とする。

2.4 教育内容等

2.4.1 教育目的

任期満了退職予定隊員の希望者に対し、パソコン取扱操作訓練を実施して技能を習得させる。

2.4.2 教育項目

- a) パソコン取扱基礎（Windows8.1）
- b) 文書作成（Word 2016）
- c) 表の計算・装飾・編集・グラフ作成（Excel 2016）
- d) コンピューターサービス技能評価試験表計算部門3級（以下「表計算3級試験」という。）受験

2.4.3 最終目標

表計算3級試験の合格

2.4.4 教育期間

各回の教育（契約の相手方担任分）は、12日間（81時間）とする。

細部は別紙第1「教育期間及び時程」のとおりとする。

2.4.5 教育要領及び留意事項

- a) 被教育者の大半がパソコンの取扱について初心者である。
- b) 教育要領については、教育期間の前半に「パソコン取扱基礎」、「Word 2016」及び「Excel 2016」、後半に表計算3級試験合格のための「模擬試験（4回基準）」を実施することを原則とする。ただし、官側との調整により、必要に応じ修正することができる。

別紙第2「基本カリキュラム」

- c) 被教育者は、契約の相手方担任分の教育終了翌日に、表計算3級試験を受験する（他企業に依頼）。
- d) 適宜休憩（50分講義後、10分休憩）をとるものとする。

2.4.6 講師の定義、要件等

a) 講師の定義

1) 主任講師（1名）

教育期間中を通し、教育進行、講師運用等の全般を統制するものとする。

2) 補助講師（2名）

教育の進行について、主任講師を補助するものとし、2名起用するものとする。

b) 講師の要件

Word・Excel各MOT（Microsoft Official Trainer）保有者で、主任講師については、教場等での多人数に対する教育の実績があり、同一講師を教育期間通して起用することを原則とする。

2.4.7 教材等

a) 契約の相手方が準備するもの

- 1) CS技能評価試験受験対策練習問題（1回分）
- 2) CS技能評価試験受験対策練習問題集付属データ

b) 官側が準備するもの

- 1) 教場及び講師控室
- 2) 教育用パソコン（講師用・被教育者用）
- 3) 使用テキスト等

c) 使用テキスト等

FOM出版発行（2016）のテキスト及びCS技能評価試験受験対策練習問題集（3回分）

d) コンピュータ環境

- 1) OS：Windows 8.1
- 2) 使用ソフト：Word 2016及びExcel 2016
- 3) 教場内のパソコンについてはネットワーク化

e) 費用の負担

本委託業務の費用には、教材費、講師の駐屯地までの交通費等、教育に必要な一切を含むものとする。

3 検査等

3.1 検査

この仕様書によるほか、契約担当官等の任命する検査官が実施する。

3.2 監督

委託企業から提出される教育実施計画により、教育の実施状況について契約担当官等の任命した監督官が実施する。

3.3 保全

3.3.1 保全是次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知りえた事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

3.3.2 可搬記憶媒体

教育のためのデータを可搬記憶媒体（USB、CD、DVD等）により持ち込む場合は、事前に官側に連絡するものとする。その際、契約の相手方が予めウイルス検索を実施するとともに、持ち込まれた可搬記憶媒体に対し官側は再度ウイルス検索を実施する。

3.3.3 個人情報

契約の相手方が知り得た個人情報は、第3者への伝達・提供等をしてはならない。また、教育において隊員の個人情報を文書等により提供させた場合は、教育終了後速やかに本人に返納するものとする。

4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

教育期間及び時程

1 教育時期, 実施場所及び受講予定者数(基準)

回	教育期間	時間	実施場所	受講予定者
第1回	令和4年 6月14日(火) ～6月29日(水)	81時間 (12日間)	健軍駐屯地 援護教育 センター	・最大50名 (各回)
第2回	令和4年 7月12日(火) ～7月27日(水)			
第3回	令和4年 8月23日(火) ～9月 7日(水)			
第4回	令和4年10月 4日(火) ～10月19日(水)			
第5回	令和5年 2月15日(水) ～3月 2日(木)			

※教育期間については、土・日・祝祭日を除く。

2 教育時程(時間)基準

- (1) 第1日
1310～1700(4時間)
- (2) 第2日～第12日
0920～1210及び1310～1700(7時間)
- (3) 合計
4時間+7時間×11日=81時間